

## 第3章 道 路

### 1 道路に関する法規定

#### 法第33条第1項

二 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上または事業活動の効率上支障がないような規模及び構造で適当に配置され、かつ、開発区域内の主要な道路が、開発区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。この場合において、当該空地に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

イ 開発区域の規模、形状及び周辺の状況

ロ 開発区域内の土地の形状及び地盤の性質

ハ 予定建築物等の用途

ニ 予定建築物等の敷地の規模及び配置

政令第25条 法第33条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する技術的細目のうち、法第33条第1項第2号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）に関するものは、次に掲げるものとする。

一 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。

二 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、6メートル以上12メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、4メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であって、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りではない。

三 市街化調整区域における開発区域の面積が20ヘクタール以上の開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。第6号及び第7号において同じ。）にあっては、予定建築物等の敷地から250メートル以内の距離に幅員12メートル以上の道路が設けられていること。

四 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員9メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、6.5メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。

五 開発区域内の幅員 9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること。

省令第 20 条 令第 25 条第 2 号の国土交通省令で定める道路の幅員は、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物の敷地でその規模が 1,000 平方メートル未満のものにあつては 6メートル(多雪地域で、積雪時における交通の確保のため必要があると認められる場合にあつては、8メートル)、その他のものにあつては 9メートルとする。

省令第 20 条の 2 令第 25 条第 2 号ただし書きの国土交通省令で定める道路は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 開発区域内に新たに道路が整備されない場合の当該開発区域に接する道路であること。
- 二 幅員が 4メートル以上であること。

省令第 24 条 令第 29 条の規定により定める技術的細目のうち、道路に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 道路は、砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が附されていること。
- 二 道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられていること。
- 三 道路の縦断勾配は、9パーセント以下であること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限り、12パーセント以下とすることができる。
- 四 道路は、階段状でないこと。ただし、もっぱら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りではない。
- 五 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合又は転回広場及び避難通路が設けられている場合等避難上及び車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。
- 六 歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路のまがりかどは、適当な長さで街角が切り取られていること。
- 七 歩道は、縁石線又はさくその他これに類する工作物によって車道から分離されていること。

#### 〈道路に関する条例・規則〉

草津市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例

草津市が管理する市道の構造の技術的基準を定める規則

草津市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める規則

草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則

## 2 道路の種類

### (1) 開発許可で認められる道路の種類

開発区域が接道できる道路の種類を下表に示す。(建築基準法第42条、第43条を準用)

表3-1 既存道路の種類

道路の種類	自己居住用	自己業務用	非自己用
道路法による道路(建築基準法第42条第1項第1号)	○	○	○
都市計画法による道路(建築基準法第42条第1項第2号)	○	○	○
土地区画整理法による道路(建築基準法第42条第1項第2号)	○	○	○
都市再開発法による道路(建築基準法第42条第1項第2号)	○	○	○
建築基準法第42条第1項第3~5号に規定する道路	○	○	○
建築基準法第42条第2項に規定する道路	○	×	×
農道	×	×	×
林道	×	×	×

### (2) 開発行為により設置される道路の種類を下表に示す。

表3-2 道路の種類

道路の区分		標準設計速度 (km/h)	摘要
幹線道路	幹線道路 (幅員18メートル以上)	60	自動車の通行量が著しく、区域外への集約的役割を有する道路
	地区幹線道路 (幅員12メートル以上)	50	開発区域の骨格となるもので、近隣住区を形成する街路及び住区内の主要道路
	補助幹線道路 (幅員9メートル以上)	40	開発区域の近隣分区、隣保区を形成し地区幹線道路に連絡する道路
区画道路 (幅員6メートル以上)		20	開発区域の区画を形成し、区画の敷地に接するよう配置する道路
歩道、歩行者自転車専用道路 (幅員2~4メートル)			歩行者及び自転車の通行の専用となる道路

(注) 1) 幹線道路の幅員には歩道の幅員を含む。(ただし、車道幅員は6.0m以上とすること)

2) 開発区域内に河川、雨水幹線、鉄道、自動車専用道路等がある場合は、市長及び関係管理者と協議のうえ、その両側に側道または管理用道路を設けるものとする。

## 3 道路の配置

### (1) 道路配置計画の基本(政令第25条第1号)

開発区域内の主たる道路は、開発区域内の交通を支障なく処理できるとともに、都市計画において定められた道路に適合して計画されなければならない。また、開発に伴い発生する交通によって、開発区域外の道路の機能を損なうことなく、周辺の道路と一体となって機能が有効に発揮されるよう計画する必要がある。

市道路網計画等がある場合は、これに適合するよう計画し、市長と用地の提供等について協議のうえ整備するものとする。市長が開発区域外への接続道路を特に必要と認めた場合においても、市長と用地の提供等について協議のうえ整備するものとする。

なお、道路計画に当たっては必要に応じ道路管理者および所轄警察署と十分協議を行うこと。

(2) 調 査

道路配置計画等に当たっては、あらかじめ次の事項の調査を行うこと。

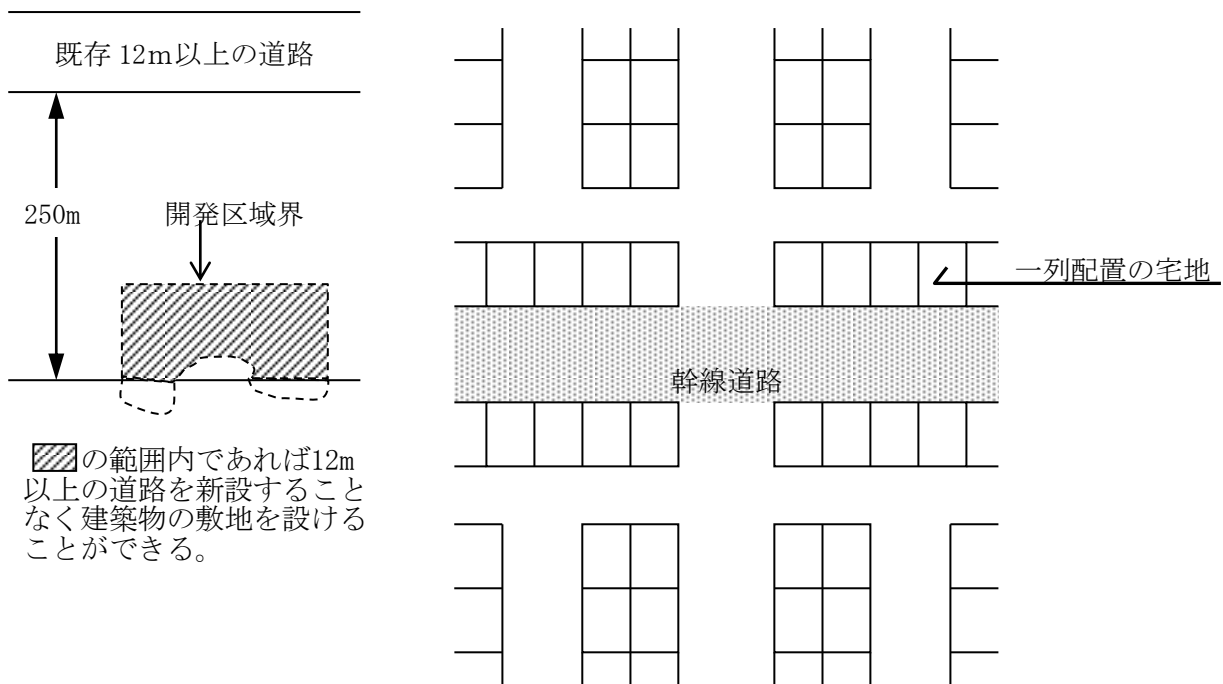
- ア 開発区域周辺にある既存の道路あるいは計画中の道路の路線名、幅員、利用状況等
- イ 道路の境界および管理者
- ウ 開発に伴う発生交通量
- エ 開発区域外の地形

(3) 幹線道路の配置等（政令第25条第3号）

開発区域の面積が20ha以上の開発行為にあつては、予想建築物等の敷地から250m以内の距離に幅員12m以上の道路が設けられていること。

幹線道路と区画道路の間の宅地は一列配置を原則とし、幹線道路から宅地の出入り口は設けないこと。

図3-1 幹線道路の配置



4 道路の幅員

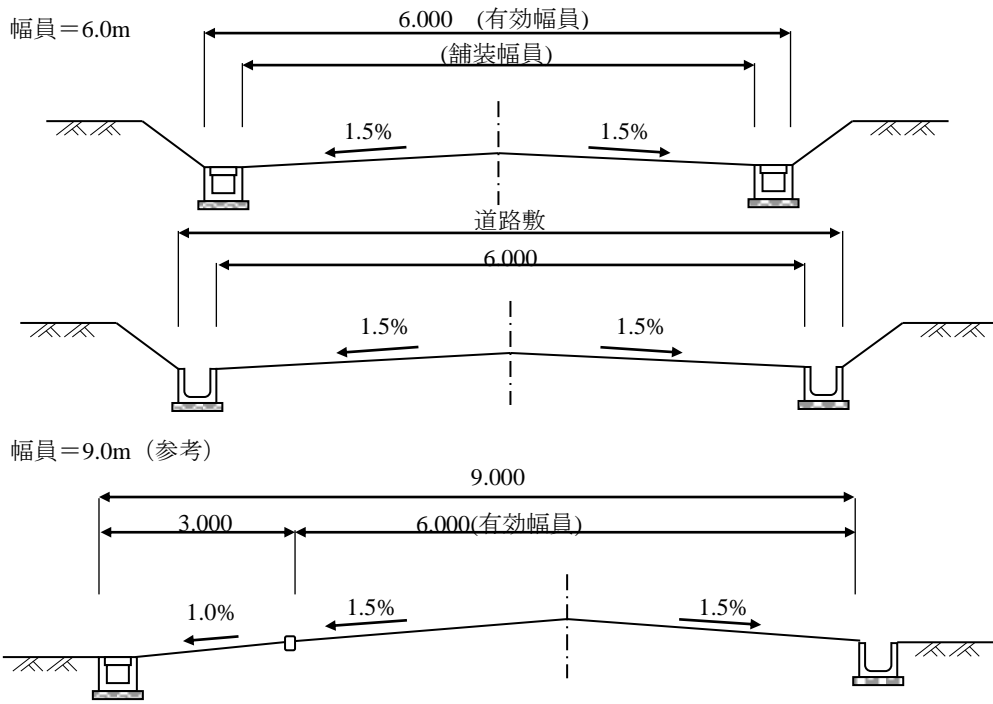
(1) 道路幅員のとらえ方

ア 有効幅員

有効幅員とは、車両の通行上支障のない部分の幅をいい、側溝に蓋を設ける場合には、側溝の幅も有効幅員に含まれる。

なお、有効幅員内への電柱、防護柵ならびに消火栓器具格納箱、標識柱等の建て込みは認めない。

図3-2 有効幅員のとらえ方



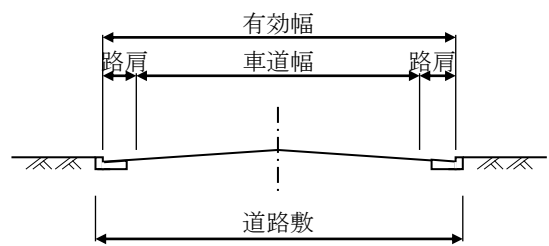
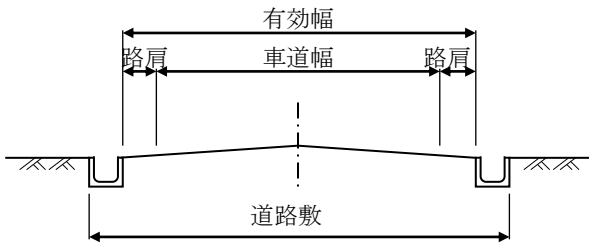
イ 道路各部の名称

幅員構成の各部の名称を下図に示す。

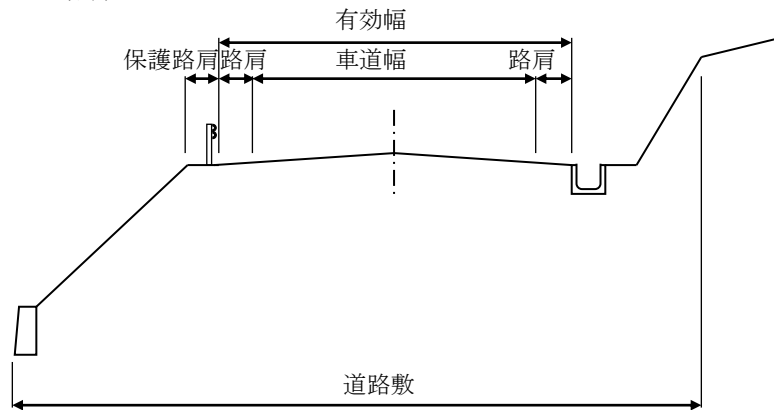
図3-3 道路各部の名称

(a) U型側溝の場合

(b) L型側溝の場合



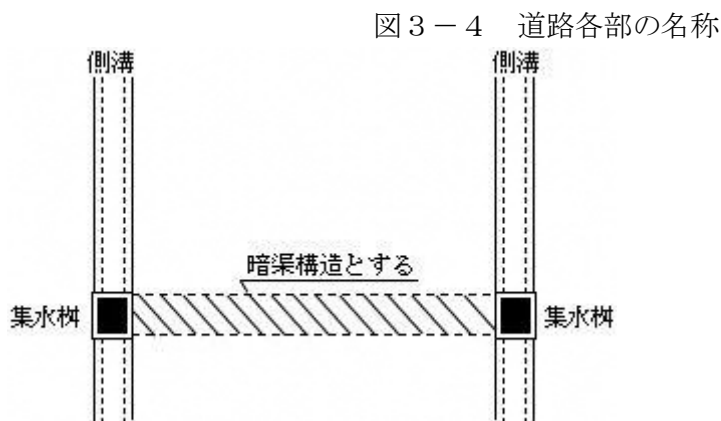
(c) 防護柵を設ける場合



(注) 道路の幅員とは、上記の図に示す有効幅員であり、蓋無しの側溝、防護柵等は幅員に含めないものとする。ただし、既存道路については、実水路幅 30cm 以下の場合については幅員に含める。

#### ウ 道路の側溝について

- 1) 側溝を現場打ちで施工する場合は、国土交通省制定土木構造物標準設計（平成 12 年 9 月改訂 社団法人全日本建設技術協会）に準拠した構造とすること。
- 2) 道路横断側溝は、暗渠構造(φ300mm以上)とすること。ただし、理由がある場合については、三面張水路とし、蓋はグレーチング（受枠付、ボルト固定式、T-25、ボルト穴キャップ、細目、すべり止めタイプ、防音型）とすること。なお、集水柵については、グレーチング（受枠付、ボルト固定式、T-25、ボルト穴キャップ、細目、すべり止めタイプ、防音型）とすること。



- 3) 前面を蓋で覆う場合は、5m に 1 か所グレーチング（T-25、細目、すべり止めタイプ、防音型）を設けること。また、グレーチングを除く箇所には、コンクリート蓋（T-25、防音型）を設けること。
- 4) 伸縮目地は、10m に 1 か所設けること。
- 5) 住宅地の出入口箇所には、4m 分のグレーチング（T-25、細目、すべり止めタイプ、防音型）を設置すること。住宅地以外の土地の出入口や出入が頻繁な住宅地の出入口は、横断用の側溝かつグレーチング（受枠付、ボルト固定式、T-25、ボルト穴キャップ、細目、すべり止めタイプ、防音型）とすること。
- 6) 側溝蓋を一部現場打ちコンクリートにする場合、規定の配筋を行い、かぶりは 30mm 以上とすること。
- 7) 側溝の改修（グレーチングに変更）の場合は、既設側溝（現場打かつ壁厚 150mm 以上に限る）を 200mm 程度はつり、D13mm の差し筋 L=20cm を 50cm 間隔程度に配置の上グレーチング蓋（受枠付、ボルト固定式、T-25、ボルト穴キャップ、細目、すべり止めタイプ、防音型）とすること。
- 8) 側溝勾配は、流速が 0.8~3.0m/s となるよう設計のこと。（1/300 以上とすること）
- 9) 構造物のコンクリート指定強度は、次のとおりとすること。

基礎コンクリート	$\delta 28 \geq 18N / \text{mm}^2$ 以上
無筋コンクリート	$\delta 28 \geq 18N / \text{mm}^2$ 以上
鉄筋コンクリート	$\delta 28 \geq 24N / \text{mm}^2$ 以上

10) 今後の維持管理のため、10 区画以上の開発事業においては、グレーチング上げ、ボルトレンチを竣工検査時目的物と併せ、次のとおり収めること。

10 区画以上 30 区画未満	グレーチング上げ	2 組	ボルトレンチ	1 本
30 区画以上 100 区画未満	〃	3 組	〃	2 本
100 区画以上	〃	4 組	〃	3 本

エ 側溝蓋について

側溝蓋については、集水機能を有し、かつバリアフリー基準に適合したものを設置すること。側溝蓋を製作する場合は、構造計算を行い協議の上、製作すること。

オ 暗渠工について

暗渠工およびボックスカルバートについては、国土交通省制定土木構造物標準設計（平成 12 年 9 月改訂 社団法人全日本建設技術協会）に準拠すること。

カ 側溝等基礎について

道路側溝等の基礎については、下表に準拠すること。下表に掲げる製品以外のものを使用する場合は、別途協議すること。

(単位：mm)

種類	張出幅	基礎材	均しコンクリート厚	敷モルタル厚	例示
側溝	50	150	100	-	可変側溝
横断管	100	200	100	30	重圧管 台付管

キ 側溝への接続について

道路側溝への雨水排水の接続口径については 150mm 以上とすること。

ただし、接続先の側溝断面の大きさを考慮した適切な口径とすること。

5 区域外既存道路との接道（政令第 25 条第 4 号）

(1) 開発区域内の主要道路は、下表に掲げる規定値以上の幅員を有する開発区域外の既存の道路に接続しなければならない。ただし、開発区域の周辺の道路状況により車両の通行に支障がない場合は、特例値以上の幅員を用いることができる。

なお、既存道路への接続は 2 箇所（原則 2 路線）以上設けるものとする。ただし、防災上、交通処理上支障がないと市長が認めた場合、または幹線道路を設ける場合は、この限りでない。

表3-3 接続先道路の幅員 (単位:m)

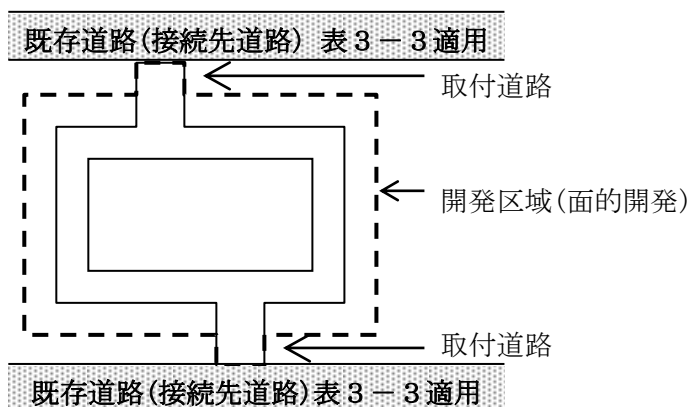
用途	敷地の規模	規定値	特例値
住宅地開発	1.0ha未満	6.5	4.0
	1.0ha以上	6.5	6.0
住宅地以外開発	0.5ha未満	9.0	4.0
	0.5ha以上1.0ha未満	9.0	6.0
	1.0ha以上	9.0	6.5

(注) 1 特例値以上の幅員を採用できる場合とは、開発の目的、開発区域の規模、形状、周辺の地形、周辺の土地利用、道路計画等から勘案して、環境の保全上、防災上、通行の安全上支障がなく開発区域から円滑に交通分散が可能な道路までの区間の道路の最小幅員（有効幅員）が特例値以上の場合とする。

なお、特例値が採用できた場合であっても、開発区域が0.1ha以上の場合は、道路に接する区域は、6.0m以上（政令第25条第2号の最小幅員以上とする）に道路用地としてセットバックすること。

- 2 道路交通法の規定に基づく一方通行の道路においては、幅員を4.0m以上とする。  
（公安委員会との協議を行うこと。）

図3-5 接続道路



- 3 接続先の道路幅員が、表3-3に定める幅員に満たない場合は、接続先道路の改良を行うものとする。
- 4 接続先の道路幅員が、表3-3に定める幅員以上であっても、当該道路の整備改良が必要と認めた場合は、整備改良について市長と協議するものとする。
- 5 前2項に基づき改良された道路施設については、市への無償提供を市長と協議するものとする。
- 6 公道からの乗り入れ

駐車場が公道に接する場合、道路管理者と駐車場の形態、駐車の方法等について、事前協議を行い決定すること。駐車場の進入口は、1路線1箇所を原則とし、進入路の幅員は6m以下で他の部分からは車両が進입できないようにすること。なお、公道に対して複数の車室が並んで直接面しているような配置（いわゆる串刺し駐車）は認めない。自己用住宅の場合は原則1画地1箇所とし、4.0m以下とすること。複数の専用通路が並ぶ場合は、安



全面から各戸の車両出入口を明確化するとともに、他の車両が進入できないようにすること。

#### 7 駐輪場の配置

駐輪場が公道に接する場合、公道に対して複数の車室が並んで直接面しているような配置（いわゆる串刺し駐車）は認めない。

#### (2) 敷地が接する道路の幅員（政令第25条第2号、省令第20条、省令第20条の2）

予定建築物等の敷地が接する道路の幅員は、表3-4に掲げる規定値以上とすること。

##### ア 開発区域内に道路を新設する場合

表3-4 開発区域内の道路幅員

用途	道路種別	開 発 面 積				
		0.1ha未満	0.1~0.5ha未満	0.5~5.0ha未満	5.0~20.0ha未満	20.0ha以上
住宅地の開発	歩行者道路	1.5~4.0m	1.5~4.0m	1.5~4.0m	1.5~4.0m	1.5~4.0m
	自転車道路	以下	以下	以下	以下	以下
	区画道路	6.0m以上	6.0m以上	6.0m以上	6.0m以上	6.0m以上
	幹線道路		9.0m以上	9.0m以上	9.0m以上	12.0m以上
住宅地以外の開発	区画道路	6.0m以上	6.0m以上	6.0m以上	9.0m以上	12.0m以上
	幹線道路		9.0m以上	9.0m以上	12.0m以上	

- (注) 1 住宅以外の建築物等の一敷地の規模が1,000㎡以上の場合には、その敷地が接することとなる道路の幅員は9m以上とする。
- 2 小区間（最大延長35.0m）で通行上支障がなく、周辺の状況等を勘案して事情やむを得ないと認められる場合は、4.0m以上とすることができる。ただし、道路の幅員が4.0mの袋路状道路は認められない。
- 3 開発区域内に都市計画道路がある場合は、その都度定める。
- 4 歩道幅員3.5m以上については、植樹帯または植樹柵を設置する。
- 5 開発区域周辺の開発状況等により市長が特に必要であると認めた場合は、周辺の開発が予想される区域を合わせた面積を対象としてこの基準を適用する。

##### イ 開発区域内に道路を新設しない場合（既存道路に接する一敷地開発の場合）

表3-5 既存道路の幅員（単位：m）

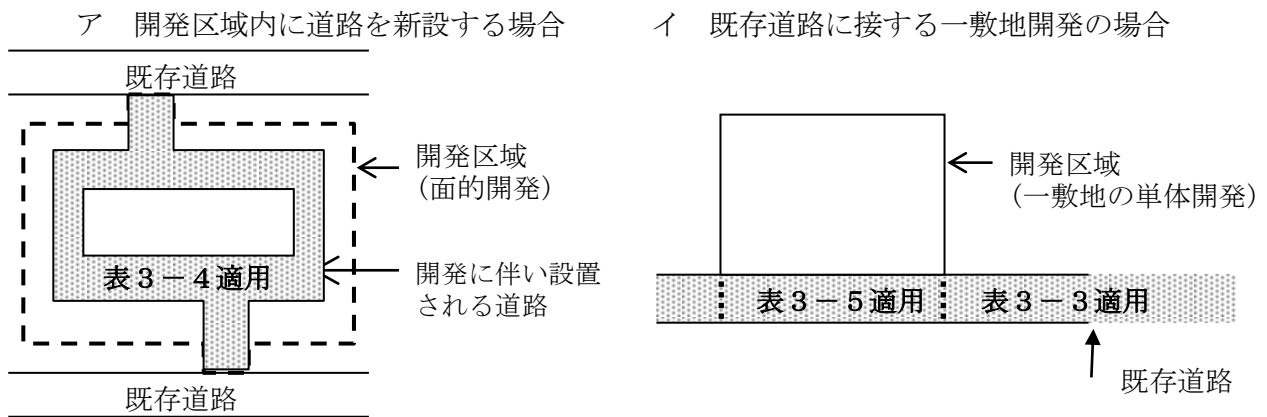
用途	敷地の規模	規定値	特例値
住宅地開発	1.0ha未満	6.0	4.0
	1.0ha以上	6.0	—
住宅地以外の開発	0.1ha未満	6.0	4.0
	0.1ha以上0.5ha未満	9.0	4.0
	0.5ha以上	9.0	6.0
第2種特定工作物		9.0	6.0

- (注) 1 特例値以上の幅員を採用できる場合とは、開発の目的、開発区域の規模、形状、周辺の地形、周辺の土地利用、道路計画等から勘案して、環境の保全上、防災上、通行の安全上支障がない場合とする。

なお、特例値が採用された場合であっても、道路に接する区域は、6.0m以上（政令第25条第2号の最小幅員以上とする）に道路用地としてセットバックすること。ただし、0.1ha未満は除く。

- 2 住宅地以外の開発であっても、ショッピングセンター、トラックターミナル等、大量の発生交通量が生じる予定建築物等を目的とした開発行為には、特例値を採用できない。
- 3 道路交通規制法の規定に基づく一方通行の道路においては、幅員4.0m以上とする。
- 4 自己用住宅の場合は除く。

図3-6 道路の幅員



(3) その他の道路として上記ア、イにかかる道路以外で敷地が建築基準法第42条第2項道路に接続する場合は、「草津市道路後退に関する指導要綱」に基づく協議を行うこと。

## 6 道路の構造

### (1) 設計

道路の設計は、この基準に定めるもののほか、道路構造令等に準ずるものとする。

### (2) 道路の幅員構成

- 1) 道路の幅員は、設置する道路の車道、中央帯、停車帯、路肩、歩道等の区分により構成するものとする。
- 2) 幅員の決定は、幅員構成要素の規定値によるものとする。

### (3) 道路の設計速度

道路の設計速度は、表3-6に掲げる数値を基準とする。

表3-6 標準設計速度

道路区分	標準設計速度
幹線道路	40km~60km/h
区画道路	20km/h

### (4) 横断勾配

道路の横断勾配は、片勾配を附する場合を除き、路面の種類に応じ、表3-7に掲げる値を基準とする。

表3-7 標準横断勾配

区分	路面の種類	横断勾配 (%)	
		片側1車線の場合	片側2車線の場合
車道	セメント舗装、アスファルト舗装	1.5	2.0
歩道	路面の種類を問わず	1.0	

(5) 縦断計画

ア 縦断勾配 (省令第24条第3号)

道路の縦断勾配は、表3-8に掲げる規定値以下とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、特例値以下とすることができる。

表3-8 縦断勾配

道路の区分	縦断勾配 (%)		備考
	既定値	特例値	
幹線道路	5.0	8.0	V=60km/h
地区幹線道路	6.0	9.0	V=50km/h
補助幹線道路	7.0	10.0	V=40km/h
区画道路	9.0	12.0	V=20km/h

縦断勾配の特例値における制限長

地形の状況等によりやむを得ない場合において、規定値をこえた縦断勾配を用いるときの制限長は表3-9に掲げるとおりとする。

表3-9 特例値における制限長

縦断勾配	制限長 (m)			
	幹線道路	地区幹線道路	補助幹線道路	区画道路
5%をこえ6%以下	500			
6%をこえ7%以下	400	500		
7%をこえ8%以下	300	400	400	
8%をこえ9%以下		300	300	
9%をこえ10%以下			200	100
10%をこえ12%以下				50

イ 縦断曲線

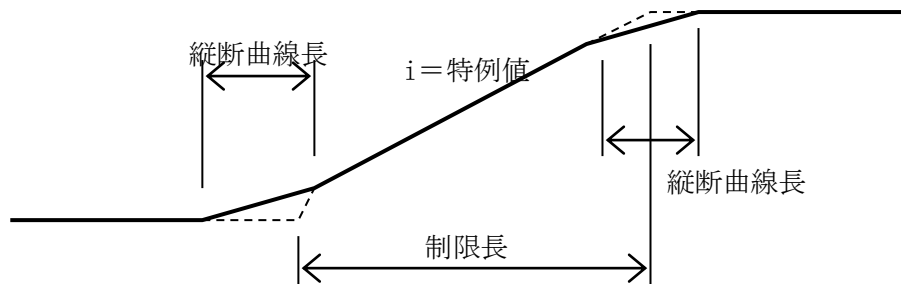
道路の縦断勾配が変移する箇所には、表3-10に掲げる値以上の縦断曲線を設けるものとする。また、縦断曲線の長さは、下表の右欄に掲げる値以上とする。

表3-10 縦断曲線半径及び曲線長

	縦断曲線半径 (m)		縦断曲線長 (m)	備考
	凸形曲線	凹形曲線		
幹線道路	1,400	1,000	50	V=60km/h

地区幹線道路	800	700	40	V = 50km/h
補助幹線道路	450	450	35	V = 40km/h
区画道路	—	—	—	

図3-7 縦断計画



(6) 平面曲線

ア 曲線半径

1) 道路の曲線半径は、表3-11に掲げる既定値以上とする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、特例値まで縮小することができる。

表3-11 曲線半径

道路の区分	曲線半径 (m)	
	既定値	特例値
幹線道路	150	120
地区幹線道路	100	80
補助幹線道路	60	50
区画道路	—	—

2) 曲線部には、適切な長さの直線区間を設けること。

(注) 市長が必要と認めた場合は、その都度指示する。

(7) 平面交差

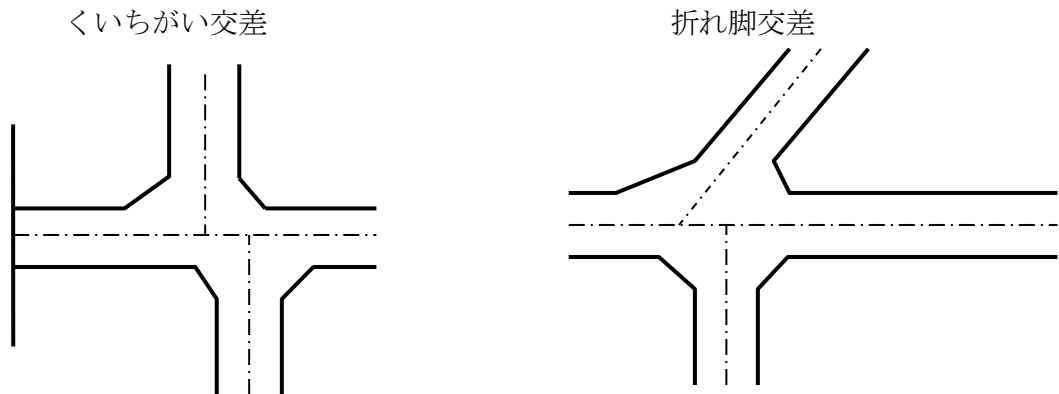
ア 枝数、交差角及び形状

交差点における安全性と交通容量を確保するため、次の事項を満たさなければならない。ただし、開発規模および区域の周辺の状況により、車両の通行に支障がない場合で道路管理者と協議し、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

1) 交差点の枝数は4以下としなければならない。

- 2) 交差点は直角または直角に近い角度とする。
- 3) 原則として、くいちがい交差（接続道路が近接するもの）や折れ脚交差としてはならない。
- 4) 交差点間隔は十分大きくとらなければならない。
- 5) 接続道路と接続先道路の取付部には、接続先道路の交通量、幅員、地形の状況等勘案して適切な長さの屈折車線（停留車線）を設けるものとする。

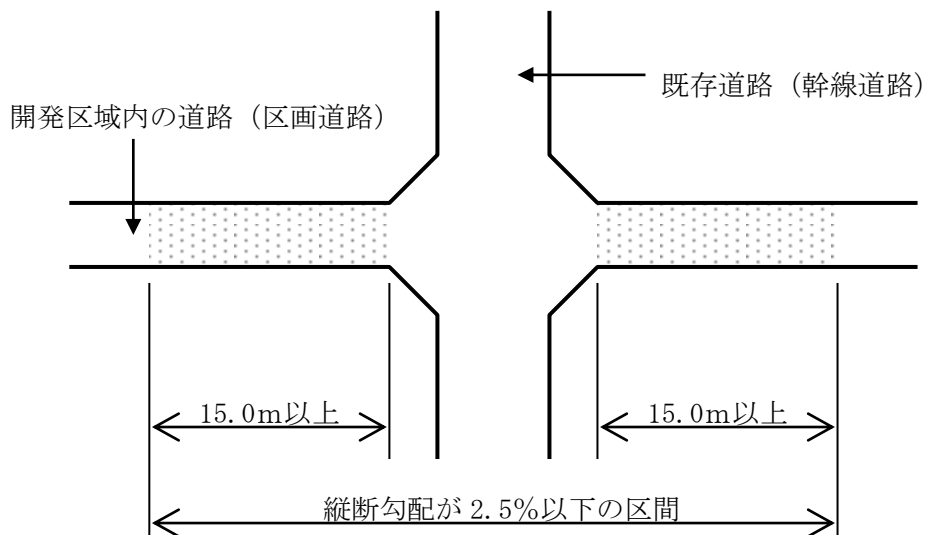
図3-8 平面交差



イ 縦断勾配

既存道路と開発区域内の道路が交差する場合には、開発区域内の道路に、開発区域内の幹線道路と区画道路が交差する場合には区画道路に、15m以上の区間が2.5%以下の緩勾配区間が設けられていること。ただし、地形的条件等でやむを得ない場合であっても6.0m以上の区間が2.5%以下であること。

図3-9 交差点付近の縦断勾配図



(8) 隅切り (省令第 24 条第 6 号)

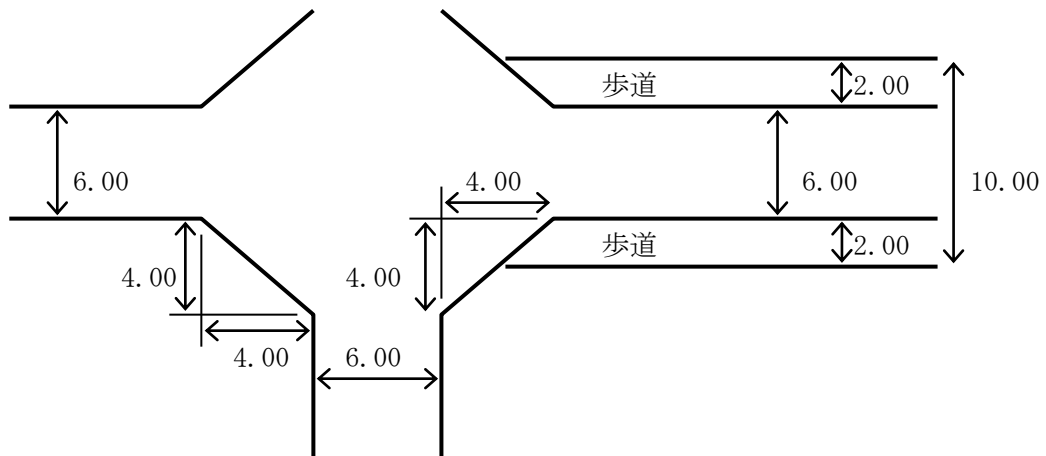
交差点における隅切りの長さは、交差する道路の幅員、交差角に応じて表 3-12 に示す値以上とすること。ただし、既存道路との交差点は道路管理者および公安委員会と協議し定めるものとする。

表 3-12 隅 切 り 長

幅 員	6.0m 以上	9.0m 以上	12.0m 以上	16.0m 以上	18.0m 以上	20.0m 以上	25.0m 以上
25.0m 以上	4 m	4 m	5 m	5 m	5 m	6 m	8 m
20.0m 以上	4 m	4 m	5 m	5 m	5 m	6 m	
18.0m 以上	4 m	4 m	5 m	5 m	5 m		
16.0m 以上	4 m	4 m	5 m	5 m			
12.0m 以上	4 m	4 m	5 m				
9.0m 以上	4 m	4 m					
6.0m 以上	4 m						
4.0m 以上	3 m						

交差点 ; 120° 以上の場合 (表 3-12 の値) - 1.0m  
 交差点 ; 60° 以下の場合 (表 3-12 の値) + 2.0m

図 3-10 隅 切 り 設 置 図



(9) 袋路状道路 (省令第 24 条第 5 号)

ア 設置基準

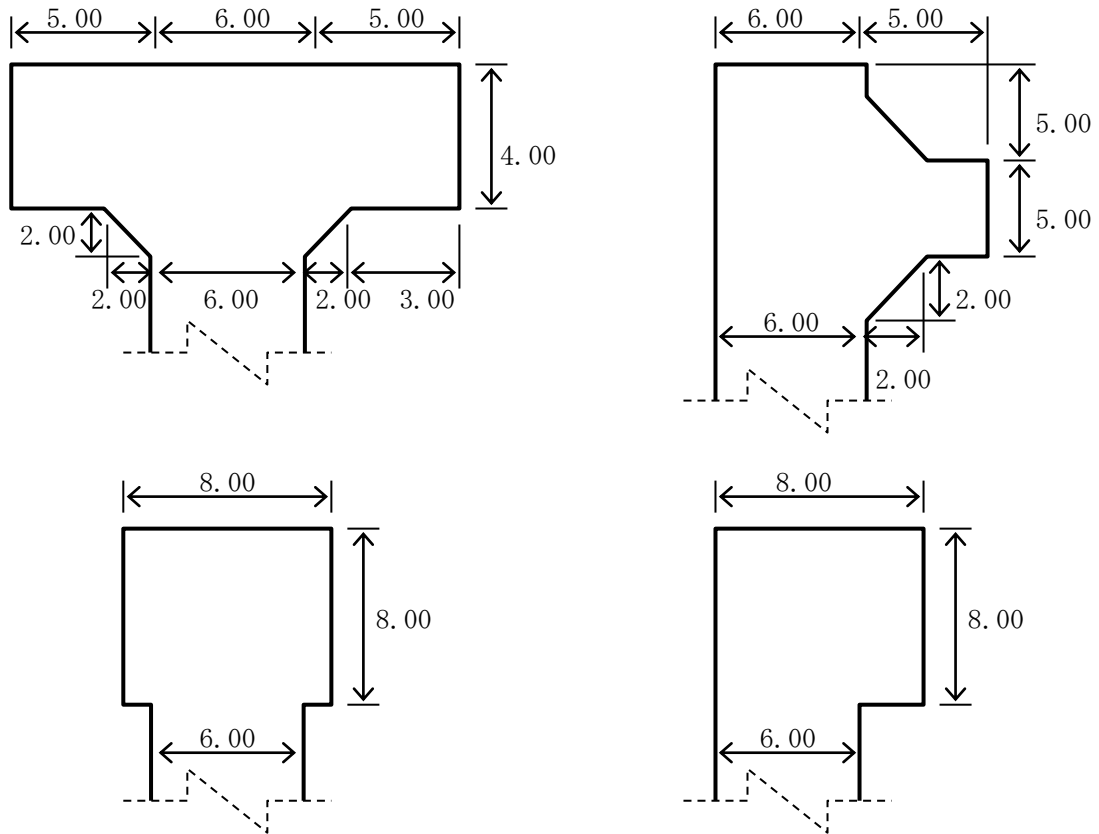
開発区域内の道路は袋路状でないこと。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 1) 当該道路の延長もしくは当該道路と他の道路との接続が 1 年以内に予定されている場合。
- 2) その先端に転回広場および避難通路が設けられている場合で、幅員 1.5m 以上の避難通路が公道その他避難に支障がないと認められる公共空地に接続するように設けられていること。ただし、既存道路も含めて避難できる箇所からの延長が 35m 以下の場合、避難通路を設置する必要はない。

イ 転回広場の形状

転回広場は、以下に掲げる形状を基準とし、転回広場内に電柱、防護柵等の建込は認めない。

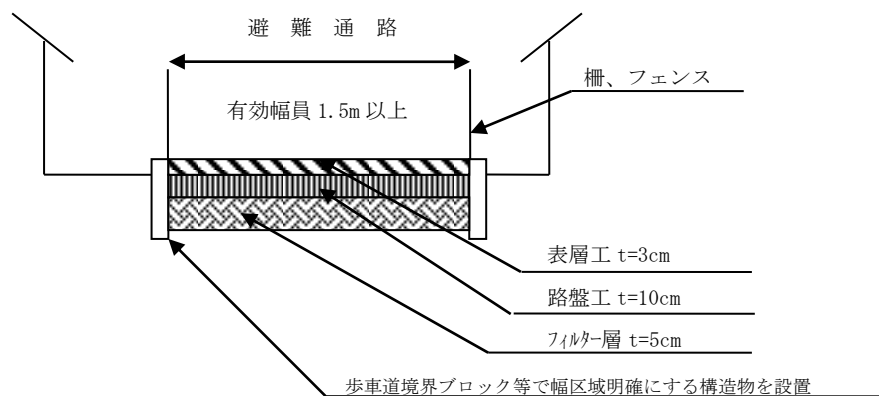
図3-11 転回広場の形状



ウ 避難通路（歩道）の形状等

- ・避難通路（歩道）の有効幅員は、1.5m 以上とし、行き止まり道路の先端または転回広場から周囲の公道または通行できる公共空地まで避難できる位置に配置しなければならない。（原則、水路等は認めない）
- ・避難通路は、開発道路（転回広場は除く）に併設ではなく、別の経路を確保し、配置しなければならない。

避難通路の標準的構造（図）

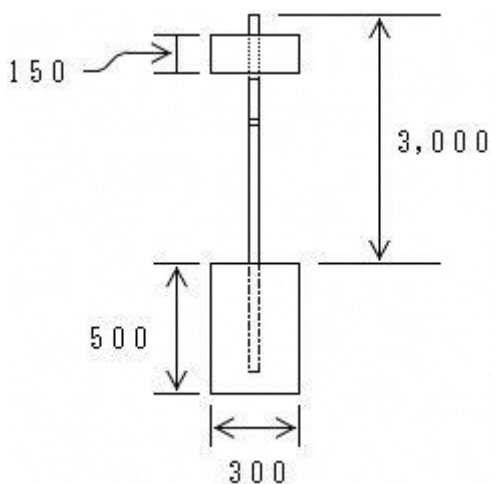


※ 排水構造物を設けること

舗装の種類	フィルター層	路盤工	表層工
透水性舗装	砂 5 cm	クラッシャーラン (RC-30) 10cm	開粒度アスファルトコンクリート 3 cm

- その他
- 1) 避難通路の路面に黄色で避難通路と明示する。
  - 2) 避難通路の入り口部分に「避難通路」と看板を設置する。  
字の色は緑色で書く（看板寸法 30cm×15cm）  
単柱のφ60.5×3.5m、亜鉛メッキ静電粉体塗装
  - 3) 避難通路の延長及び高低差によって構造は検討する。また、避難通路の安全対策について、水路等が隣接し、高低差がある避難通路については、フェンスや転落防止柵などの安全対策を講じなければならない。
  - 4) 避難通路に接する宅地側の境界ブロックやフェンス等を設置する場合は、低く見通しが良いものを設置する。

〔看板図〕



## (10) 歩 道

歩道の設置基準および構造は下記によるものとする。このほか、歩道の設置等に関しては「草津市が管理する市道の構造の技術的基準を定める規則」および「草津市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則」の趣旨に鑑み、高齢者、障害者、幼児等すべての市民が安全で快適に利用できる生活環境の整備に配慮すること。

(滋賀県歩道整備マニュアル)

### ア 歩道の設置基準

幅員9m以上の道路は、縁石または柵その他これに類する工作物によって歩車道が分離されていること。なお、運転者に車道端を明示するとともに車両の歩道等への逸脱を防止するために、縁石等の工作物は反射材付きのものとする。

### イ 構造形式

- 1) 歩道および自転車歩行者道には、1パーセントを標準として横断勾配を付けること。
- 2) 歩道等（縁石を除く。）の車道（街渠部の歩道側端部）に対する高さの標準は、4センチメートルとすること。
- 3) 歩道等の形式は、セミフラット形式を原則とする。車道（街渠部の車道側端部）に対する歩道等の高さは1センチメートル程度確保する。
- 4) 縦断勾配は5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを



得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

5) 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。

6) 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げがなされたものとする。

ウ 歩道は、原則として道路両側に設置するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

エ 幹線道路および地区幹線道路に築造される歩道の宅地出入口の切り下げは行わないこと。

オ 歩道における安全かつ円滑な通行の確保について（車両乗入れ部）

1) 車両乗入れ部は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。

ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が入り出す場合であって、自動車の出入りの回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。

① 横断歩道および前後5m以内の部分

② トンネル、洞門等の前後各50m以内の部分

③ バス停留所、路面電車の停留所（ただし停留所を表示する標柱または表示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分）

④ 地下道、地下鉄の出入口および横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分

⑤ 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点を言う。）および交差点の側溝または道路の曲がり角から5m以内の部分。ただし、T字型交差点のつきあたりの部分を除く。

⑥ バス停車帯の部分

⑦ 橋の部分

⑧ 横断防止柵、ガードレールおよび駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

⑨ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者および占有者が移転を認めた場合は除く。

## 7 橋 梁 等

道路を築造するに際して、水路・河川等を横過する場合には、橋梁、カルバート等強固な工作物を設けなければならない。

### (1) 橋 梁

橋梁の調査、設計、構造ならびに施工に関しては、「道路構造令」および「道路橋示方書」（社団法人日本道路協会）によるものとする。

#### ア 調 査

1) 地盤の調査

2) 河相、利水状況などの調査

3) 耐震設計のための調査

4) 施工条件の調査

イ 設計一般

1) 設計荷重

設計荷重は、A活荷重を原則とする。ただし、想定される車両の通行がなくやむを得ないと認められる場合は、実態に合う荷重とすることができる。

2) 地覆等

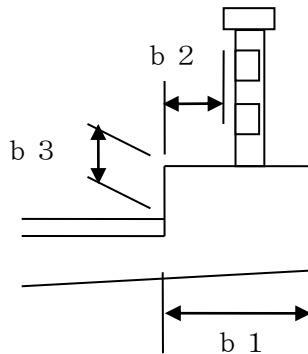
橋梁の幅員方向の両側には、視線誘導および橋面外へ逸脱することを防ぐため地覆等を設けること。なお、地覆は、道路の有効幅員に含まないこと。

地覆の形状寸法は、表3-13に掲げる寸法を標準とする。

表3-13 地覆の形状寸法

寸法	車両に接する地覆	歩道に接する地覆
b 1	600mm	400mm
b 2	250mm	—
b 3	250mm	100mm

図3-12 地覆寸法



3) 橋台

橋台を設置する箇所は、ボーリング等の地盤調査を行い、直接基礎または、杭基礎等により良質な支持層に支持されていること。

ウ この規定は、その他水路等の架設物等についても準用する。

(2) カルバート

カルバートの調査、設計、施工に関しては、「道路土工・カルバート・仮設構造物工指針」(社団法人日本道路協会)によるものとする。

ア 調査

カルバートの設計および施工に必要な資料を得るために以下の種類の調査を行うこと。

- 1) 地盤の調査
- 2) 河相、利水状況などの調査
- 3) 施工条件の調査

イ 設計一般

1) 荷 重

設計に用いる荷重は、鉛直土圧、水平土圧、活荷重を考慮すること。また、荷重は左右対称と考え、施工時に偏圧を受ける場合は、設計に考慮しなければならない。

2) 基 礎

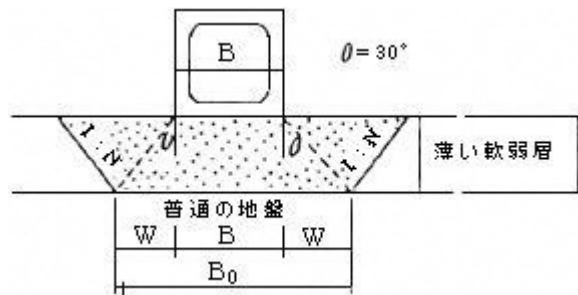
カルバートの基礎は直接基礎を標準とするが、水路カルバート等で地盤が軟弱な場合は置換基礎、地盤改良基礎または杭基礎とすること。

a 置換基礎、地盤改良基礎

軟弱層が地表近くでかつ厚さが薄い（2m程度）場合や、部分的に軟弱層がある場合、それを除去して良質な材料で置き換えるか、地盤改良を行うものとする。

なお、置き換え材はクラッシュランまたは岩砕と同等以上とする。

図 3-13 置換基礎、地盤改良基礎



8 交通安全施設等

(1) 防護柵

開発区域内において、道路が、がけ面または河川等に接している場合、または屈曲している箇所ならびに歩行者、通行車両および住民の安全のため必要とする箇所等については、防護柵を設けること。なお、防護柵は有効幅員内に設置しないこと。

ア 種別の適用条件

種別およびその適用方法を表 3-14 に示す。

表 3-14 種 別 の 適 用 条 件

種 別	適 用 す る 道 路 お よ び 場 所
路 側 用	S 道路の種類に関係なく鉄道、新幹線等と交差または近接する道路の区間
	A 高速自動車国道 自動車専用道路 特に主要な一般国道
	B 主要な一般国道 主要な地方道 都市内の主要道路
	C その他の道路

歩 道 用	Ap	特に主要な一般国道
	Bp	主要な一般国道 主要な地方道 都市内の主要道路
	Cp	その他の道路
	P	歩行者の横断防止のために必要な区間、歩行者自転車等の路外への転落を防ぐために必要な区間

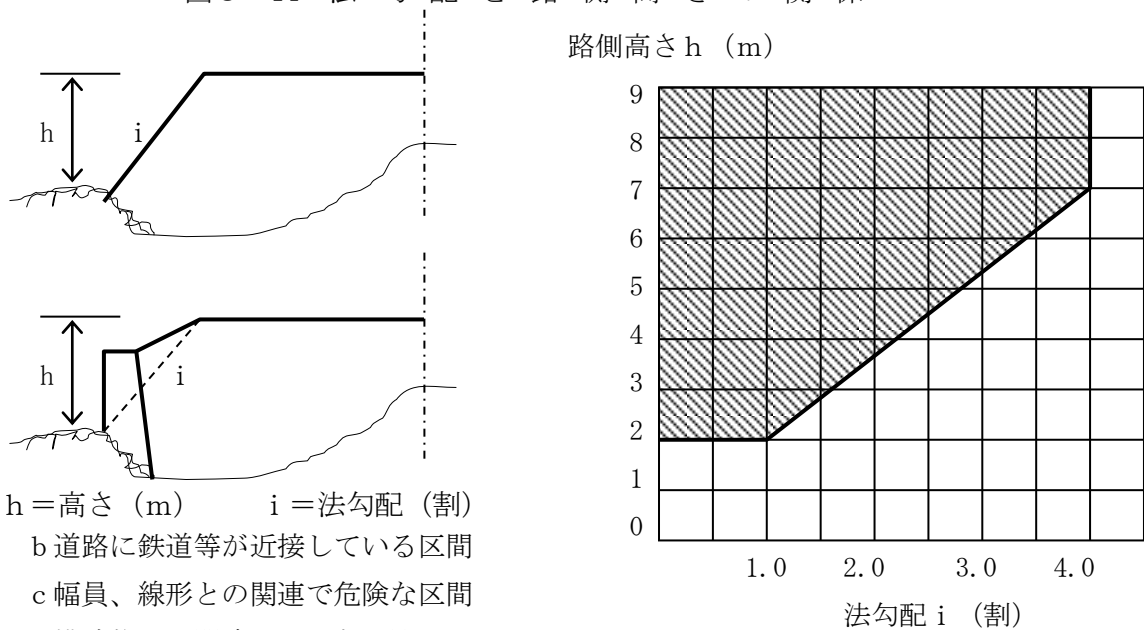
イ 設置場所

1) 路側に設置する場合

a 路側が危険な区間

路肩がのり面となっている場合には、法勾配  $i$  と路側高さ  $h$ （従来地盤から路面までの垂直高さをいう。）が図3-14に示す斜線範囲内にある区間。

図3-14 法勾配と路側高さの関係



$h$  = 高さ (m)       $i$  = 法勾配 (割)

- b 道路に鉄道等が近接している区間
- c 幅員、線形との関連で危険な区間
- d 構造物との関連で必要な区間
- e その他の理由で必要な区間

2) 歩道等に設置する場合

a 歩車道境界部

- a) 車両の路外逸脱を防止し、歩行者等を車両より保護するために必要な区間
- b) 歩行者の危険度の高い区間（曲線部、下り勾配、交差点部等）

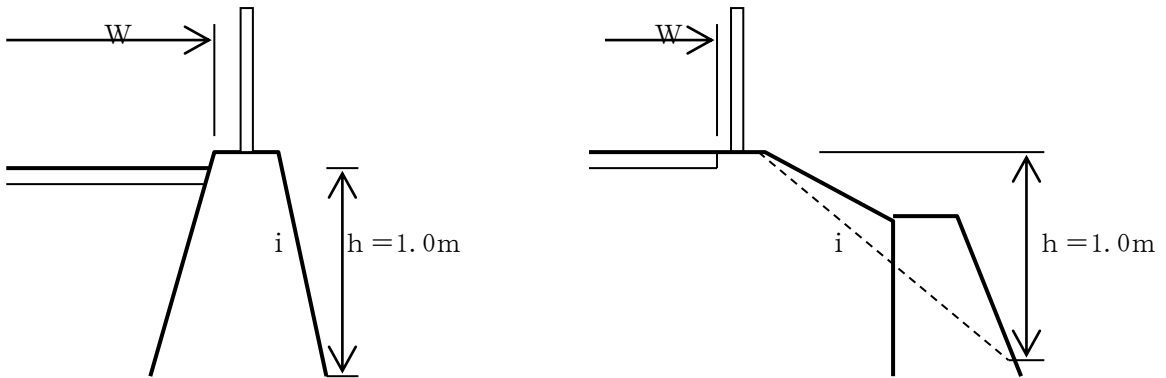
b 路外部

- a) 張り出し歩車道等の区間
- b) 在来地盤から路面までの垂直高さが下記に示す値以上の区間

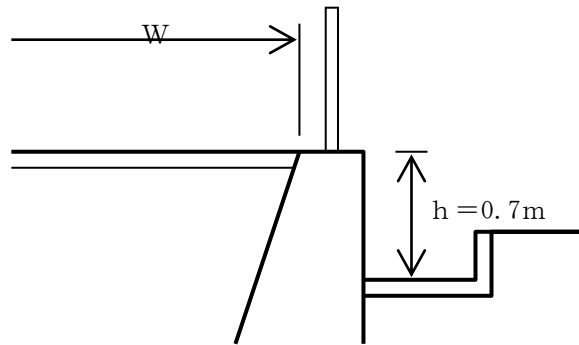
図3-15 防護柵設置箇所

a. 擁壁等の場合 ( $i \leq 1$  割の場合)

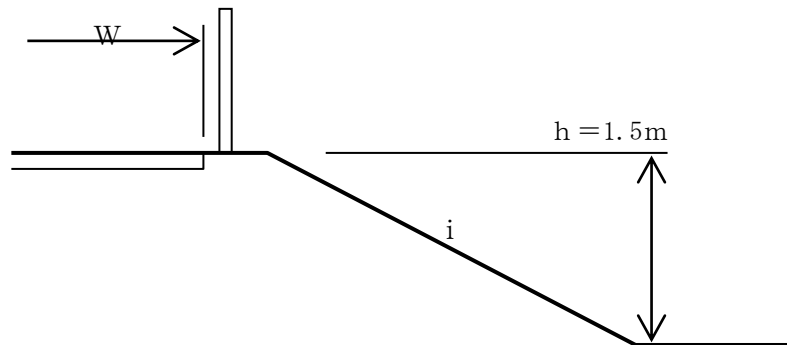
・ 田畑荒地等



・ 水路側溝



b. 法面の場合 ( $i > 1$  割の場合)



c) 湖沼、河川、水路等に接近した区間で、特に必要と認められる区間

d) その他道路条件、沿道条件、交通条件等から特に必要と認められる区間

(2) その他の交通安全施設

道路の状況および開発区域の周辺の状況により、道路管理者および所轄警察署と協議のうえ必要に応じて、道路標識、路面標示、カーブミラー等を設置すること。

路側帯にはカラー舗装をすること。また、道路側溝からの控えを5cm確保すること。

カーブミラーの設置については、通行に支障のない道路有効幅員外とし、設置する用地につい

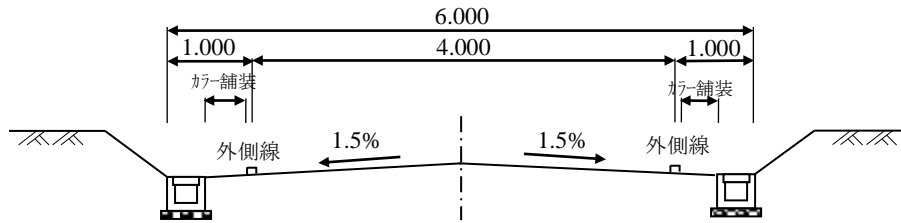
て確保すること。なお、やむを得ず民地電柱に添架する場合は、電柱施設管理者および土地所有者の承諾を得、承諾書を書面にて提出すること。カーブミラーの設置をする場合、管理用シールを貼るとともに、カーブミラー調書と写真データを提出すること。

幅員 18m 以上の道路には、立体横断歩道施設を設置すること。ただし、市長が周辺の状況から勘案して必要でないとした場合は、この限りでない。

駐車場出入口については、開発区域内に停止線、止まれ等の路面標示その他の安全対策を講じること。

### (3) 道路標準断面図

6 m道路の標準断面図を下図に示す。



## 9 舗装の構造

(1) 道路の路面舗装は、アスファルト舗装を原則とし、「舗装設計便覧」(社団法人日本道路協会)に準拠するものとし、道路管理者(予定者)と協議を行うこととする。

- 1) 舗装構成については、路床の設計C B Rと設計交通量の区分に応じて決定する。
- 2) 幹線道路の舗装構成については、その都度指示する。
- 3) 路床の設計C B Rが 20 以上となる場合は、その都度指示する。
- 4) 路床土のC B Rが 3 未満の場合は、安全処理や置換工法により路床の改良を行うものとする。
- 5) 表層工は、密粒度アスファルトコンクリートとすること。
- 6) 基層工は、粗粒度アスファルトコンクリートとすること。
- 7) すべり止め工を必要とする場合は、構造等別途協議すること。

(2) 自転車、歩行者専用道路および歩道の舗装構造は、表 3-15 に掲げる数値を基準とする。ただし、車両乗り入れ部には透水性舗装を実施せず、車道と同等の舗装構造とする。

表 3-15

舗装の種別	フィルター層	路 盤 工	表 層 工
透水性舗装	砂 5 cm	クラッシャーラン (RC-30) 10cm	開粒度アスファルトコンクリート 3cm

次頁「透水性歩道舗装実施要領」を参照のこと。

- (3) 下流排水路への影響を考慮して、透水性舗装を積極的に取り入れること。
- (4) その他開発事業に関する工事等により、在来舗装道路を掘削する場合は、道路管理者の定める基準により路面を復旧すること。市道復旧幅は、最低でも 1.5m とすること。

#### 10 道路の構造物

道路構造は、コンクリート、鉄筋コンクリート、練石積等の永久構造物で擁護し、その構造物は、道路用地内に設置するものとする。

#### 11 道路の照明

自動車の走行及び歩行者の安全上必要とする箇所には、市長と協議し、道路の照明施設を設置するものとする。

#### 12 道路標識等

道路幅員 6.0m 以上の道路には、区画線および道路標識を設置するものとする。この場合の設置基準は、「道路標識、区画線および道路標示に関する命令」（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）等によるものとする。

#### 13 道路の占有物件

道路に占有物件を設ける場合、地下埋設物の土かぶりは原則として、1.2m 以上とする。

#### 14 道路の境界

道路用地の境界を特に明示する必要な箇所には、草津市規格の境界石標または境界明示板を設置するものとする。境界明示板の規格は、ステンレス（35×35×2）、角矢印、矢印（赤色）、草津市（黒色）、1 穴、専用アンカーピン 1 本付とする。

#### 15 材 料

道路施設等に使用するコンクリート・コンクリート二次製品鋼材等は、日本工業規格品または同等品以上とし、材料の承諾を受け使用するものとする。

#### 16 品質管理等

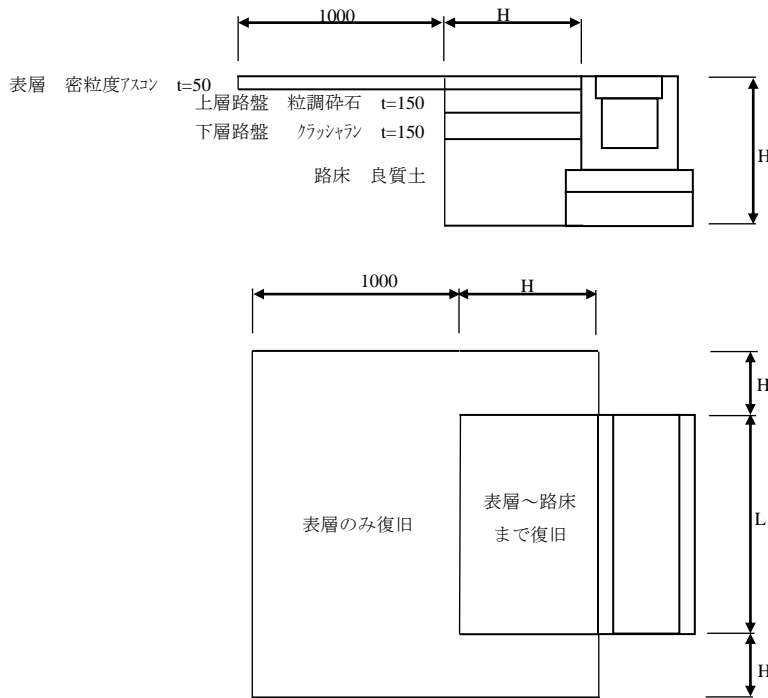
道路を新たに築造する場合、該当する下記の品質管理等を竣工時に提出するものとし、設計図面においても記載するものとする。

- ・ C B R 試験（路床）
- ・ 現場密度試験（下層路盤）
- ・ 現場密度試験（上層路盤）
- ・ 現場密度試験（アスファルト舗装）
- ・ 温度測定（アスファルト舗装初期転圧前）
- ・ アスファルト乳剤散布量試験
- ・ 区画線テストピース
- ・ 道路側溝出来形図

## 17 既存道路の舗装復旧

既存の道路において、道路構造物を新設または改良するにあたり、掘削する場合は、掘削深と同幅分について、表層～路床まで復旧するものとする。また、表層については、さらに外側1m幅で復旧するものとする。上記内容の標準図を下図に示す。

ただし、状況に応じて、半幅および全幅復旧を指示する場合がある。



## 18 交差点協議

道路を新たに築造し、国道・県道に新たに交差点が設置される場合、道路法第95条の2第1項の規定に基づく手続きの有無について、各道路管理者に確認し、必要と判断された場合は手続きを行うこと。また、道路法第95条の2第1項の規定に基づく公安委員会からの意見を遵守した道路計画を行うものとする。

## 19 道路の占有物件に伴う舗装本復旧

連たんする開発行為等に伴う建築において、上下水道施設等の道路の占有物件が連続する場合は、原則、舗装の継目が発生しないよう、連たんする敷地の延長全てにおいて舗装本復旧を実施することとする。

# 透水性歩道舗装実施要領

## 1 目的

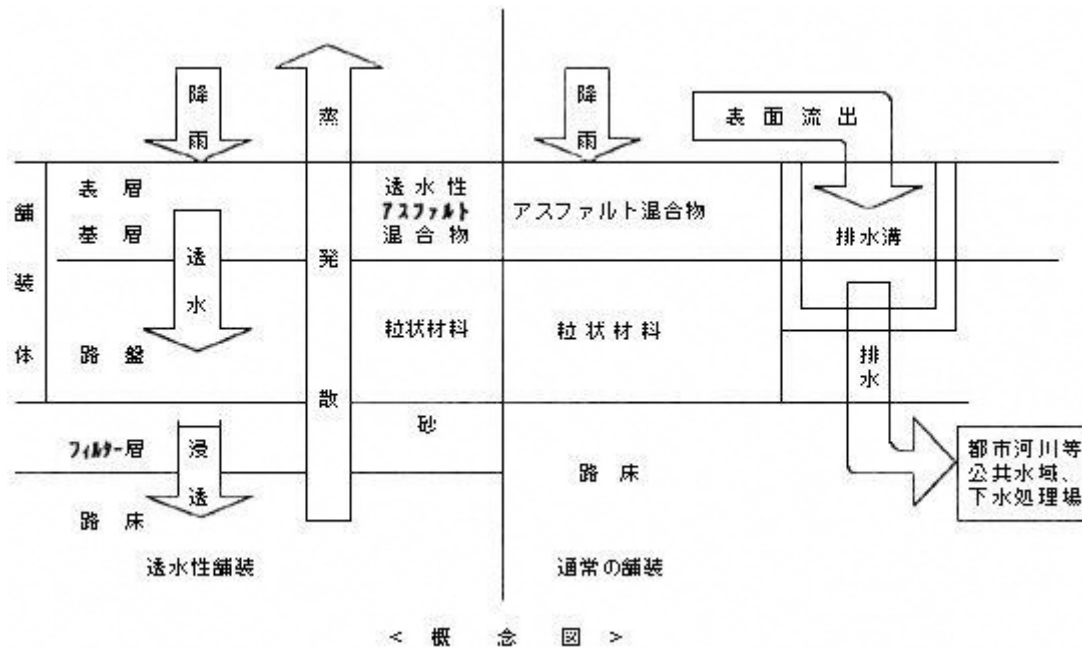
透水性舗装とは、舗装体内の連続した空隙を利用し、雨水を路床へ浸透させ地中へ還元する機能を有する舗装であり、次のような利点がある。

- ・樹木等の生育環境の改善



- ・歩行性の向上
- ・排水施設、河川等への負担の軽減

以上のように、「ひとと自然にやさしい舗装」であることから、歩道における透水性舗装の運用を定めるものである。



## 2 適用範囲

- (1) 本要領に記載なき事項については、従来の歩道舗装に準ずるものとする。
- (2) 車両乗入部には透水性舗装は実施しない。
- (3) 道路法第 32 条に該当する歩道部分にかかる道路法第 22 条に基づく原因者工事、同法第 24 条に基づく道路管理者以外の者が行う工事、同法第 32 条および第 35 条に基づく占用工事（ただし、個人の出入口を設置する工事や横断方向の占用工事等小規模なものは除く。）にも適用するものとする。

## 3 舗装構成

- (1) 舗装構成 — 表層、路盤、フィルター層から成る
- (2) 舗装材料 — 表 層：開粒度アスコン (13)  
路 盤：RC-30  
フィルター層：砂
- (3) 舗装厚 — 表 層：3cm  
路 盤：10cm  
フィルター層：5cm
- (4) プライムコートは、雨水の透水を阻害するので設けない。

(5) フィルター層は、雨水が路床へ浸透する際のフィルター機能と路床土の路盤への進入を防止するためのものであるので必ず設けること。また、舗装厚には含めない。

<従来 の 舗 装>

表 層 (細粒度 A S)	3 cm
路 盤 (R C - 30)	10cm
路 床	

<透 水 性 舗 装>

表 層 (開粒度 A S)	3 cm
路 盤 (R C - 30)	10cm
フィルター層 (砂)	5 cm
路 床	

プライムコートは 設 け な い
---------------------